

男女共同参画センター指定管理者

提 案 書

団体名：公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム



1-(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

ア 施設を管理する上での理念、基本方針について

(ア) 理念

北九州市の条例に基づき、男女共同参画社会の形成を推進していくためには、第4次北九州市男女共同参画基本計画に記載のとおり、「男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指す」必要があります。

そしてこのことは、北九州市が推進している「SDGs（持続可能な開発目標）」に掲げる17の目標を実現するために不可欠であり、持続可能な開発のための2030アジェンダパラグラフ8にあるように、ジェンダー平等と女性・少女のエンパワーメントの視点をそのすべての目標推進に組み込むことが必須と考えます。

このため、「ジェンダー平等」と「女性・少女のエンパワーメント」を基本的な理念として、当施設の管理運営を行っていきます。



ジェンダー平等

女性・少女のエンパワーメント

(イ) 基本方針

a 施設運営面

①男女共同参画の視点の徹底

(特に若い世代や男性への意識啓発、男女共同参画の推進)

男女共同参画の考え方を全てのプログラムや活動に反映させて事業展開を図ります。特に次世代を担う若い世代や男性向けの事業を充実させることで、多様な層に向けての、男女共同参画のより一層の実効ある取り組みを推進します。

②市民の自主的な活動支援

市内における関係団体等との緊密な連携を図り、市民企画事業や自主活動グループの支援を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

1-(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

③国際的な視点や研究実績など、当財団の特色を取り入れた事業の展開

ジェンダー主流化にかかる JICA 研修の実施や海外とのネットワーク、調査研究の実績など、これまで培ってきた当財団の特色を活かして市民に還元するための事業の展開を図ります。

④課題解決型事業の実施

固定的役割分担意識の解消、女性の能力開発支援、女性の権利擁護や男性の家事参画など、男女共同参画社会の形成を推進するための様々な課題解決に向けて、タイムリーかつ効果的な事業を行います。

b 施設管理面

①公平・公正な管理運営

地方自治法に基づき、公の施設として、市民に公平・公正な管理運営を行います。

②効果的・効率的な施設運営

経費の節減や事務改善を行い、常にコスト意識を持った施設運営を行います。

③市民サービスの向上を目指す施設運営

利用者の立場に立ったサービスの向上を目指し、施設運営を行います。

④安全・安心な施設運営

市民が安全に、安心して利用できるように、細心の注意を払い、様々なリスク管理を行いながら、感染症対策も含め安全・安心を第一に考えた施設運営を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

1-(2) 安定的な人的基盤や財産基盤

ア 管理運営を行っていくための人的基盤、財産基盤について

(ア) 人的基盤

当財団の理事長は、国家公務員として総理府参事官、内閣審議官、総理府婦人問題担当室（内閣府男女共同参画局の前身）長、日本政府国連代表部公使（第4回世界女性会議代表代理）などの職や、国際公務員として国際連合事務局婦人の地位向上部社会問題担当官兼第3回世界女性会議準備事務局員やILO事務局長補、ジェンダー特別アドバイザー・駐日代表などでの勤務経験及び大学教員の経験があり、国際的な視野とジェンダーの視点を併せ持つ人材です。

また、理事長・専務理事を除く5名の理事も学識者やジェンダー関連専門家で経験豊かな人材であり、理事会において指導・助言をいただいています。

男女共同参画センター所長を兼務する専務理事は北九州市の幹部職員として長年行政経験があり、子ども家庭局長の経験もあります。

2名の部長も、北九州市の幹部職員としての行政経験が長く、現在は市からの派遣職員として、担当部門の統括、市や関係機関との連携・調整を行っています。

課長職のうち2名は市からの派遣職員であり、市職員としての知識や経験を生かして業務を行っています。

嘱託の課長1名は、勤労婦人センター館長の経験があり、その知識やノウハウを生かして業務に取り組んでいます。

ジェンダー分野を専門とするスタッフとしてのコーディネーターも勤労婦人センター館長の経験があり、ムープの事業への指導助言を行っています。

嘱託職員は基本的には有期雇用ですが、無期雇用となる道が開けており、長く当財団を支える人材の育成に努めています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

1-(2) 安定的な人的基盤や財産基盤

(イ) 財産基盤

a 基本財産

金額	329,345,773 円
出資者	北九州市(91.1%)、市民、企業
運用方法	国債、地方債等により安全に運用

b 財政状況

予算については、収入は、自主財源と北九州市からの補助金・委託料からなり、安定的な財産基盤を確保しています。支出は、予算の範囲内で、経費節減に努めながら、効果的な活用を行っています。

また、公益法人であるため、補助金、委託料の不要額は、北九州市に返還します。

c 収入状況

(千円)

区分	H30 年度決算額	R1 年度決算額	R2 年度予算額
全会計	407,851	409,149	421,285
うち指定管理料	341,356	345,159	354,552
うち補助金	43,469	42,000	39,000
その他収入	23,026	21,990	27,733

*その他収入は、自主事業収益、JICA 事業委託料、基本財産運用益、賛助会費等。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

1-(3) 実績や経験など

ア 同様、類似の業務の実績について

(ア) 公の施設の管理運営の実績

当財団は、男女共同参画の拠点施設である男女共同参画センターが開設された平成7年より、男女共同参画に関する啓発事業、就業支援事業、相談事業、情報収集・提供事業、市民活動支援事業、託児事業等の事業を実施してきました。

指定管理者としては、平成18年から今年度までおおよそ15年間、施設の管理運営を行っています。

また、平成23年度からは、令和2年度末で廃止となる東部および西部勤労婦人センターについても指定管理者として管理運営に携わり、資格取得講座などの就労支援事業に力を入れるとともに、地域拠点施設として地域性を生かした事業を実施してきました。

◎ 主な運営実績

(i) 男女共同参画事業

男女共同参画に関する講座、講演会、シンポジウムを開催し、ジェンダーをめぐる諸問題について啓発を行い、取り組みを促進しました。

また、女性のキャリアアップや経済的自立に向けたチャレンジ、また働き続けることの支援や、男女の性別役割分担意識にとらわれず、生活面でのあらゆる分野で学習、研究することによりその技術の習得を図るために講座を実施しました。

(ii) 市民活動支援・連携事業

さまざまな活動を行っている団体やグループ間の情報交換、交流を促進し、ネットワーク化を図ることにより、男女共同参画センターを利用する個人、団体、グループが相互に新たな発見をし、男女共同参画社会の形成を目指すための自主的・創造的な活動ができるよう支援や連携しての事業を展開しました。

(iii) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ事業

女性の多様な活動を支えるために、心と身体の健康を家族や職場など日常生活の中で維持増進できるように、技術と知識の習得の機会を提供する講座等を開催しました。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

1-(3) 実績や経験など

(iv) ムーブフェスタ

毎年、男女共同参画センター・ムーブの開館月である7月に開催し、市民の自主的な研究・実践活動を積極的に支援する市民企画事業を中心に、講演会、イベント等の事業を行いました。令和2年度は、コロナウィルス感染症対策のため、初めて中止となりましたが、毎回延べ50,000人以上の方が参加する、ムーブの一大イベントです。

(v) 相談事業

男女のこころの問題や生き方、性別による人権侵害等について、相談員がジェンダーの視点に立って電話相談、来所による面接相談等に応じました。また、弁護士による女性の人権に関する相談や法律基礎講座、女性への暴力ゼロ運動特別講座などを開催しました。

(vi) 情報収集提供事業

ジェンダー問題に関する図書、資料、DVD等の収集・提供を行うとともに、図書室では親子を対象に絵本の読み聞かせ会を開催しました。また、市内及び近郊で男女共同参画社会の形成に係る活動などをしている団体・グループの情報を情報システム「ムーブネット」により管理・提供しました。

(vii) 広報事業

ムーブの主要事業やイベント等の情報発信のために情報誌等を発行しました。

(viii) 施設維持管理事業

男女共同参画センターの施設の充実を図り、円滑な管理運営に務めました。また、男女共同参画センター以外の北九州市大手町ビルの施設・設備保守点検及び修繕による維持管理や光熱水費の管理を行うとともに、入居団体との防災、環境などに関する連絡調整を行いました。

(ix) 勤労婦人センター管理業務

平成23年度より指定管理者として、施設の運営管理業務を行ってきました。男女共同参画講座や就労支援講座などの開催や、開館記念講演会やフェスティバルなど、市民に親しまれる施設運営を行いました。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

1-(3) 実績や経験など

◎ 男女共同参画センター・ムーブの年間利用者数

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
217,201 人	248,688 人	252,466 人	209,222 人

※ 令和 2 年度には開館からの来館者が 700 万人を超えた。

※ 令和元年度は、コロナウィルス感染症対策のため、3 月 4 日から 31 日まで休館。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4 版）を作成してください。

1-(3) 実績や経験など

(イ) 指定管理業務以外の財団の事業及び活動実績

日本及びアジア地域の女性問題に関する調査・研究、交流・研修、情報収集・発信、国際研修事業を行っています。

調査・研究事業

・客員研究員研究

客員研究員への委託により時宜に適した調査研究を実施し、その研究成果を研究誌にまとめ発行している。

・KFAW アジアジェンダー研究者ネットワーク活動

ジェンダーに関する研究者・実務者がアジア地域を中心とする研究の成果を共有するため市民向けのセミナーを開催している。またネットワーク活動として共同研究を行っている。

・キャリア形成プログラム開発及び実施

卒業後の働き方や自己実現のための教材として、「大学生のためのキャリア形成プログラム」や高校生のための啓発プログラム開発を行う。

交流・研修事業

・「アジア女性会議－北九州」の開催

ジェンダー問題に関する課題と取り組みについて話し合う国際シンポジウム。折々の時事に関連した話題性のあるテーマを取り上げる。2020年度のテーマは、気候変動とジェンダー（SDGs 5&13 及びパリ協定）。コロナウィルス感染症対策として、Zoomによるオンラインで開催。

・国際理解セミナー等の開催

国籍を問わず、現地の事情に詳しい専門家や JICA 研修中の途上国行政官等をスピーカーに迎え、わかりやすいテーマで各国の男女共同参画事情を市民に紹介するセミナー。2019年度に行った「のびのび Communication」は、北九州市立大学の ESD プロモート実習生と JICA 研修員と共同で企画・運営。若者から高齢者までの市民が一堂に会し、国際交流もしながら議論を行った。

・国連女性の地位委員会への参加と報告会の実施

参加希望者に対し、ニューヨーク国連本部で開催される国連女性の地位委員会への参加資格を希望者に付与（公募制）。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

1-(3) 実績や経験など

情報収集・発信事業

- ・情報誌『Asian Breeze』（日本語・英語）の発行
主にアジアの女性に関する情報や当財団の活動を国内外に情報発信し、ジェンダー問題に対する理解の浸透を図るために日本語及び英語で発行している。
- ・海外通信員事業の実施
アジアを中心に海外における女性の状況について情報収集するため、海外在住者を対象に通信員を公募し現地の最新情報をリポートしてもらう。リポートは『Asian Breeze』やホームページに掲載している。
- ・ホームページ及び Facebook の更新
- ・国際的な時事問題の発信（2019 年度—新型コロナウィルス感染症とジェンダーに関する国連及びエジプトの情報収集・発信）

国際研修事業

- ・「行政官のためのジェンダー主流化政策」（JICA 受託事業）の実施
ジェンダー主流化の政策立案、推進を図る開発途上国の行政官を育成する国際研修。
当財団が 1992 年から継続する JICA（独立行政法人国際協力機構）から委託をうけた来日研修事業（現在の行政官のためのジェンダー主流化政策研修）において、2020 年 8 月までに、のべ 94 か国 416 名の途上国政府の研修員が毎年、男女共同参画センターを訪問し、研修を受ける。
男女共同参画センターで行う研修は、日本における市民への男女共同参画センターの果たす役割や、相談室、ユニークな講座開催など女性や少女のエンパワーメントやジェンダー主流化について学ぶ場を提供している。
フォーラムと男女共同参画センターで連携し、継続している独自の国際協力事業は、ブータン国から個別に依頼を受け、2021 年度に、新たに女性と子どもに対するケアと保護に関する JICA 国別研修を開催する予定。
今後もこうした途上国の実務担当者への研修を通じ、男女共同参画やグローバル目標である SDGs の達成について、途上国の実務担当者と市民が共に交流や学びあいができる場の提供を、フォーラムと男女共同参画センターで連携強化を図る。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4 版）を作成してください。

1-(3) 実績や経験など

イ 施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて

(ア) 管理運営に必要な経験、知識、資格を持つ職員

行政経験、学識経験豊かな幹部職員やジェンダー関連の専門職員をはじめ、男女共同参画センター及び勤労婦人センターの管理運営で培った経験やノウハウを有した職員が一体となって、管理運営にあたっています。

区分	経験、知識、資格等
理事長	国家公務員として長年行政経験があり、内閣府男女共同参画局の前進である総理府婦人問題担当室の長として、内閣官房とも連携し、日本政府の男女共同参画業務全般の調整等を行った。また、日本政府国連代表部公使として、社会関係国連会議・世界会議に参加し、成果文書の作成に参画。大学教員も歴任。 国際連合事務局婦人の地位向上部社会問題担当官兼第3回世界女性会議準備事務局員やILO ジェンダー特別アドバイザー・駐日代表など、国際連合での勤務経験あり
国際業務	2名の課長は海外での勤務経験を有する 英検準1級及びフランス語2級 英検準1級及び国内旅行業務旅程管理者
経理	日商簿記3級2名
相談員	心理療法カウンセラー、キャリアカウンセラー資格、 小学校教諭1級普通免許、幼稚園教諭2級普通免許、 消費生活専門相談員などの資格あり 採用の際、相談業務に関する実務経験2年以上または心理・福祉・医療・教職等に関する免許・資格を持ち2年以上の実務経験あり
施設管理	甲種防火管理者 第1種衛生管理者
その他の一般事務職員	日商簿記2級3名、3級4名 英検2級3名、3級1名 ワード・エクセル等パソコンに関する資格を有する者多数

※ 男女共同参画センターについては前項アのとおり、平成7年7月の開所以来、東部及び西部勤労婦人センターについては平成23年4月より管理運営しております、当財団にはノウハウが蓄積されています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

ア 施設の管理運営方針について（事業計画）について

(ア) 当財団が施設の管理運営を行うに当たり、目指すこと

関係機関との連携の下、次の6項目を目標に、男女共同参画推進の拠点施設として、第4次北九州市男女共同参画基本計画の具体的施策を具現化するための事業に集中して取り組みます。

①性別による固定的役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現には、性別による固定的役割分担意識の解消が何よりも重要です。

様々な講座やセミナー等を通じてそのための場を提供していくとともに、特に、男性の家事育児、介護等家庭生活への参画推進、次世代を担う若者の男女共同参画への気づきや理解を促すための取り組みを実施します。

②様々な分野での女性のエンパワーメント

多様な人材を活用し、多様な視点、新たな発想を取り入れることは、女性活躍という観点だけでなく、活力ある社会、誰もが暮らしやすい社会の創造にもつながります。

大学生向けキャリア形成プログラムを出前講座として実施するとともに、北九州市のウーマンワークカフェ等とも連携しながら、女性の継続的な就業やキャリアアップのための支援を行うことで、企業、地域等様々な分野で意思決定過程への女性の参画を進めるため、指導的な地位へ成長していく女性の育成に取り組みます。

③リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点も踏まえた生涯を通じた女性の健康支援

男女が生涯を通じて豊かな人生を送るために、男女がお互いの身体的特徴や性についての理解を深め、尊重しあうことが大切です。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講座やセミナーを行うとともに、生涯を通じて健康を保持・増進していくための支援に取り組みます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

④女性に対する暴力等人権侵害行為、こころや生き方等に関する相談・啓発

男性、女性が性別にかかわりなく一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことができる社会を築いていくため、様々な問題を抱えている方の相談にきめ細かく対応していくことが重要です。

DV やセクハラ等の人権侵害行為、こころや生き方等に関する困難や悩みに対してこれを解決するための助言や情報提供を行うとともに、啓発のための事業を実施します。

⑤男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・発信

ジェンダー問題に関する調査研究に対する支援を行うとともに、特定のテーマにフォーカスした啓発冊子を作成し、様々な場面での活用を図ります。

また、男女共同参画に関する統計データやタイムリーな情報等の収集・分析を行い、ホームページや情報誌等を通じて専門性を確保しつつより幅広い人に興味を持ってもらえる情報発信を目指します。

⑥的確な施設管理運営と利用者の満足度向上

利用者のニーズに応え、施設の利便性向上と効果的な管理運営を徹底していくことで、これまで以上に市民に親しまれ、活用される施設としていきます。

(イ) 数値目標

男女共同参画に対する様々な課題の解決や啓発を目的として実施する講座については、すでに多くの講座を開講しておりますが、現在の講座数を維持しながら第 4 次北九州市男女共同参画基本計画に沿って、社会のニーズに対応するため、常にスクラップ・アンド・ビルトを行い講座内容の充実に努めます。

また、グループ活動室などを利用した市民の自主的な活動の支援も行っています。これらの他に、利用していない部屋は貸室を行っており、貸室の利用促進を行います。そして、貸室利用も含めた全体の利用者数の維持に努めます。

上記の指標として、以下のように数値目標を設定し、適切な施設の管理運営ができているかを常にチェックできるようにします。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

【目標（数値目標）】

- ①性別による固定的役割分担意識の解消
- ②様々な分野での女性のエンパワーメント
- ③リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点も踏まえた生涯を通じた女性の健康支援
- ④女性に対する暴力等人権侵害行為、こころや生き方等に関する相談・啓発

項目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
理解度	80%	80%	80%	80%	80%
講座数	125 講座				

※ 講座等実施時のアンケートにより、男女共同参画に関する理解が得られたか調査を実施し、「得られた」という回答について 8 割以上の結果を目指します。

※ 過去 3 年間に実施した講座数の平均と同水準維持を目指します。

⑤男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・発信

項目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
HP アクセス数	228,000 件				
FB アクセス数	17,100 件				

※ アクセス数については、昨年度（令和元年度）の水準を超える範囲を目指します。

⑥的確な施設管理運営と利用者の満足度向上

項目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
利用人数	231,000 人				
利用者アンケート 満足度 (職員の対応)	90%	90%	90%	90%	90%
利用者アンケート 満足度 (講座・講演会)	90%	90%	90%	90%	90%

※ 利用人数は、提示されている最低限度の要求水準（施設利用定員の制限なし）を達成とします。

※ 満足度 9 割以上を目指します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4 版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

イ 政策支援を図るための効果的な取り組み

男女共同参画社会の形成の推進に関する姿勢

当財団は、男女共同参画（当初は女性の地位向上）問題は基本的人権にかかわる問題であり、また、女性だけの問題でなく、男性を含む社会全体の世界的に共通な重要課題であるという観点から、男女共同参画による社会づくりが必要であるという認識に立ち、設立されました。

このような女性問題・男女共同参画に関する認識と国際婦人年以来のさまざまな活動を踏まえ、日本および他のアジア諸国のジェンダー問題に関する調査研究及び国際研修・交流等を行いながら、男女共同参画社会の形成の推進に積極的に取り組んでいます。

また 2015 年 9 月、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)が採択され、世界的課題として 2030 年を目標にその達成に向けた取り組みが進められていますが、北九州市は 2018 年に OECD から「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」に選定されるとともに、国から「SDGs 未来都市」に選定されるなど、我が国の自治体のトップランナーとなっています。

当財団としては、この中の目標 5 「ジェンダー平等と女性・少女エンパワーメント」の視点が全ての目標の達成のために重要なとの認識のもと、発展途上国の行政官を対象としたジェンダー主流化政策に関する研修事業（JICA からの受託事業）を行うなど、SDGs 推進の観点から男女共同参画にかかる様々な取り組みを行ってきました。

以上のような活動を通じて、当財団がこれまでに培ってきた知見やネットワークを活かし、市条例及び第 4 次男女共同参画基本計画に基づき、当施設を拠点として男女共同参画社会の形成の推進に関する様々な事業を効果的かつ効率的に行って参ります。

なお、本年度末で廃止される 2 つの勤労婦人センターで行っていた事業については、市民のニーズも踏まえて一部当施設で継続して実施するとともに、利便性も考慮して出前講座等についても検討していきます。

具体的な事業計画については、11~13 ページに記載の事業目標のもと、次のように実施して参ります。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4 版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

【目標1】『性別による固定的な役割分担意識の解消』に関する事業

(ア) 男女共同参画への意識啓発の実施

・男女共同参画（ジェンダー）をめぐる諸問題について、その時宜にかなつたテーマを取り上げ、啓発活動を行います。「女性問題は男性問題でもある」という観点から、男性の生き方に対するテーマについても取り上げます。

(イ) 若い世代への意識啓発の実施

当財団で開発した「高校生向けの啓発プログラム」を活用した出前講座を実施し、当財団における事業の研究成果を生かします

(ウ) 男性への生活技術支援による男女共同参画への理解促進

性別による固定的役割分担意識にとらわれずに、生活面の分野でチャレンジする男性を支援するための講座を開催します。父子を対象とした講座、男性の男女共同参画に対する理解促進と男性の抱える諸問題を解決するための講座を開催し、世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する取り組みを行います。

(エ) 国際的な視点からの理解促進

日本及びアジア地域のジェンダー問題に関する調査研究、交流研修等を行う当財団の活動成果等を分かりやすく理解するための講座を開催し、ジェンダーの視点や国際的な視点からのジェンダー平等啓発活動も行います。

(オ) 市民・団体による男女共同参画活動への支援

開館記念行事として毎年7月にムーブフェスタを実施します。

テーマや主催事業の企画等をムーブ運営協議会、利用者連絡会議、ムーブサポート、市民公募による委員で構成される実行委員会が決定します。

また、市民企画事業やサマーカーニバル、フリーマーケットを開催し、市民・団体の男女共同参画の活動の場を提供するとともに、男女共同参画センターの活動を知ってもらうきっかけづくり、賑わいづくりの演出を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

事業内容

- ・男女共同参画啓発講座
- ・男性向け啓発講座（おとこのライフセミナーなど）
- ・高校生等対象の啓発プログラムの実施
- ・生活技術講座
 - 父と子の食育講座
 - 男性向け講座（エプロン男子、介護男子、おとこの魅力アップシリーズなど）
- ・出前講座等
 - 男女共同参画講座
 - セクシュアル・ハラスメント防止研修 等
- ・ムーブフェスタの実施

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

【目標 2】『様々な分野での女性のエンパワーメント』に関する事業

(ア) 働きたい女性が働き続けることができるための支援

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、働き続けることができるよう支援します。支援にあたっては、ウーマンワークカフェ北九州との連携を図り、効果的・効率的に実施します。

(イ) 女性のエンパワーメント推進のためのネットワーク形成支援

働く女性がリーダーとして、管理職として、いきいきと能力を発揮できるようフォローアップを行います。また、ムーブとウーマンワークカフェ北九州で開催するセミナーの修了生などから、働く女性に対して身近なロールモデルとしての情報発信やメンタリングなどを実施してもらい、企業等の組織の垣根を越え、女性自らが主体的な活動に取り組むためのネットワークづくりを支援します。

(ウ) 就業継続支援

働く女性のストレス解消や気軽に参加できる就業に関する講座を開催し、働く女性の継続就労を支援します。

(エ) 再就職支援・資格取得講座の実施

育児や介護等を理由に離職した女性の再就職などに向けての支援や就業中の女性のキャリアアップ、女性の就職・再就職に結びつけるための資格取得講座を開催します。

(オ) 若者のためのキャリア形成プログラムの実施

当財団で開発した「大学生のためのキャリア形成プログラム」を活用した出前講座プログラムを実施します。

(カ) 就労応援相談

働きたい女性や働く女性のための「働くこと」に関する悩みや疑問などについて、キャリアコンサルタントが、具体的なアドバイスや講座の紹介、関係機関の情報提供等を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

(キ) 地域等における女性リーダーの育成支援

誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会や持続可能な社会の実現に向けて、地域づくり、防災等に携わる女性リーダーの育成を支援します。特に、女性が主体的な担い手であることを認識し、男女共同参画の視点を活かした取り組みを応援します。

(ク) 関係機関との連携事業

国や福岡県など女性の就業を支援する関係機関との共催により、働いている女性や働きたいと考えている女性を対象に、能力開発、再就職支援などを目的に講座を開催します。

また、企業の人事・労務担当者を対象とした「仕事と家庭の両立支援」、「ハラスメント防止」などを目的とした講座も開催します。

事業内容

- ・働く女性のためのステップアップ講座 管理職セミナー（ウーマンワークカフェ北九州と共催）
- ・働く女性のためのステップアップ講座・管理職セミナー／フォローアップ・ネットワーク形成事業
- ・働く女性に贈る！お役立ちワンポイントセミナー
- ・就職サポートセミナー（共催）
- ・資格取得講座
パソコン、医療事務、介護事務 等
- ・大学生等対象のキャリア形成プログラムの実施
- ・女性のための元気アップ（就労）相談
- ・O A ルームの個人利用
- ・関係機関との連携事業 等
福岡県、福岡県北九州労働者支援事務所 等 との連携
- ・出前講座 等

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

【目標3】『リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点も踏まえた生涯を通じた女性の健康支援』に関する事業

(ア) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発

女性の多様な活動を支えるために、生涯を通じた心と身体の健康と権利を日常生活の中で、自分の力で維持促進できるように、性と生殖にかかわる健康と権利に関する正しい理解を促す知識や技術の習得の機会を提供する講座を開催します。

(イ) 産前・産後、育児期間の女性の活動支援

女性が安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、産前・産後、育児期間の女性が活動しやすい環境づくりを支援し、自分らしく生き生きと過ごすために心身ともにリフレッシュしてもらうことを目的とした講座を実施します。また、ネットワークづくりの講座を行い、産前・産後、育児期間の女性が孤立せずに過ごせるよう講座終了後のネットワーク形成支援を行います。

(ウ) 心と身体の健康支援

男女共同参画センターのフィットネスルームを利用した事業など、各種健康講座を開催し、生涯を通じた心と身体の健康支援を行います。

事業内容

- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ講座
- ・いまだきママのリフレッシュ講座
- ・健康講座（フィットネスルームの個人利用など）
- ・出前講座 等

※ 講座の実施については、ワークショップやワールドカフェ等参加型方式を取り入れるなど、効果的な運営に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

【目標4 『女性に対する暴力等人権侵害行為、こころや生き方等に関する相談・啓発』に関する事業

(ア) 相談

男女の心の問題や生き方、性別による差別的扱いやDV、セクシュアル・ハラスメントなどに関する人権侵害、就労や災害時の避難所生活に関する相談等について、ジェンダーの視点に立って相談に応じ、本人が解決に向かう力をつけるための問題整理や情報提供を行い、相談者が自ら考え決断し行動できるようにサポートします。臨床心理士、キャリアコンサルタント、男性相談員、弁護士を配置し、それぞれの専門的な立場からも相談に応じます。

また、必要に応じて関係機関と連携し、相談者にとって最善の解決策とともに考えます。

<グループ相談>

個別相談等を通して必要時、同じ悩みを抱えている者同士が集まり、感じたことや気づきを語ることで生きるヒントにつなげるグループ相談を開催します。また、男女共同参画センターで自主的に活動を継続する自助グループへの支援も行います。

(イ) 相談室企画セミナー

問題を解決するために、関連する法律を理解し、手続きを含めた実践的な活用法を知るための「法律基礎講座」や、内閣府の「女性に対する暴力ゼロ運動」と連動して、女性への暴力根絶を目指す「女性への暴力ゼロ運動特別講座」、怒りとの付き合い方を学ぶ「アンガーマネジメント講座」など、相談業務を活かした講座を開催します。

(ウ) 女性への暴力根絶に向けての啓発活動

女性に対する暴力等人権侵害行為の根絶を目指し、パネル展示、啓発冊子やカードの配布、街頭啓発等によりDVの根絶やデートDV防止の啓発に努めます。

当財団で養成したデートDV予防教育ファシリテーターと連携し、相談業務の実績を踏まえたデートDV防止に向けた講座等を開催します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

(エ) 相談員の資質向上

相談業務を円滑に遂行するために、連絡会議に参加するなど他の相談機関や関係機関との連携を強めるとともに、相談技術向上のため相談員を積極的に研修に参加させます。

また、相談員のメンタルヘルスに留意して、必要時臨床心理士の相談等を実施します。

事業内容

- ・ こころと生き方の一般相談、性別による人権侵害相談、女性の人権に関する無料法律相談（出張相談も含む）、女性のための元気アップ（就労）相談、男性のための電話相談
- ・ グループ相談、自助グループ支援
- ・ 「女性への人権侵害相談ホットライン」等の開設
- ・ 女性・男性のための法律基礎講座、女性への暴力ゼロ運動特別講座、など
- ・ DV、デートDV防止啓発事業

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

【目標 5】『男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・発信』に関する事業

(ア) ジェンダー問題調査・研究支援

北九州市の男女共同参画社会の形成の障害となっている問題を掘り起こし、自主的に調査・研究する市民グループや研究者を募集し、市民グループや研究者に対して助成金の支給、専門家による指導を行うなどの支援をします。

また、研究成果については報告書にまとめ、翌年度のムーブフェスタにおいて報告会を開催するなど、市民還元を行います。

(イ) 男女共同参画に関する調査・統計データの収集

本市における男女共同参画に関する現状や課題を把握し、「第4次男女共同参画基本計画」における施策を推進するための統計調査を行い、「北九州市における男女共同参画統計データ集」をほぼ5年ごとに作成・発行するとともに、ホームページ上のデータを更新します。

(ウ) 啓発冊子の発行・活用等

DV やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ、中高年層の地域活動への参画、女性リーダーとしての活躍促進など、男女共同参画に関する様々なテーマについて啓発冊子を発行します。また、テーマに沿った対象者に届けるべく、啓発講座や出前講座を実施し、啓発活動に有効に役立てていきます。

(エ) 図書・資料等の収集・提供

男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを支援するために、ジェンダー問題に関する図書や資料、DVD 等を選書基準に基づいて収集し、提供を行います。なお、男女共同参画センターの図書・情報室は北九州市立図書館のシステムとオンライン化され、相互貸借やインターネット予約も行います。

また、新刊書籍や、季節や事業に合わせた特集の展示コーナーを設置、図書等の利用促進に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

(才) 男女共同参画関連団体等の情報の収集・提供

男女共同参画の実現のために活動を行っている団体・グループの情報を収集し、「ムーブネット」(現在 71 団体が登録)としてホームページに掲載して活動内容を広く紹介します。

また、男女共同参画センターで実施する講座修了生が主体となり、ネットワークを広めて、学びをさらに深め、活動につなげる場として、グループ立ち上げを希望する際のサポートに努めます。

(カ) 情報誌発行等による情報提供

情報誌『ムービング』を発行し、男女共同参画に関する様々なテーマについて専門的かつ最新の情報を誌上講座として掲載します。また、ジェンダー問題に関する最新刊についての書評、事業案内などを掲載します。

ホームページの内容を充実するとともに、SNSを活用し、講座やイベント等の最新情報を随時提供します。

事業内容

- ・男女共同参画に関する調査・研究
- ・ジェンダー問題調査・研究支援事業
- ・啓発冊子の発行・活用
- ・図書・情報室の運営
- ・「ムーブネット」の管理運営
- ・情報誌『ムービング』の発行
- ・ホームページ、フェイスブックの管理運営 等

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

ウ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組み

【目標 6】『的確な施設管理運営と利用者の満足度向上』に関する取組

(ア) グループ活動室登録団体の支援

男女共同参画に関する活動を行う登録団体のうち、希望する団体には、研究やグループワーク等を実施する活動の場（グループ活動室）の提供を行います。また、活動成果の発表の場（ムーブフェスタ市民企画事業等）を合わせて提供します。

(イ) 市民企画事業の支援

当施設を活用して男女共同参画に関する事業を実施する団体などをムーブフェスタ等において募集し支援します。

(ウ) 市民活動団体（NPO 法人等）との連携

市民活動団体と連携を図り、男女共同参画や子育て支援などに関する講座などを共催事業として実施します。

(エ) 学生との連携

若い世代への情報発信のための事業として、大学生との連携事業「ムーブ学生活動プロジェクト」を実施します。

(オ) サポーターの育成・支援

男女共同参画センターの事業をサポートする個人の育成・支援を行います。

(カ) 出前講座等の実施

施設内での事業だけではなく、年齢・居住区に関わらず、幅広く市民が利用できるよう工夫し、講座等を実施します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

(キ) 託児サービス

主催事業、グループ活動、クラブ活動等において、小さな子どもを持つ方が安心して参加・活動できるように、託児サービスを提供します。

(ク) 託児者の紹介

貸室の場合においても、催事主催者が託児サービスを希望される場合には、託児者の紹介を行います。

(ケ) 利用者への対応・利用者連絡会議

主にグループ活動団体の代表者により構成する利用者連絡会議において、ムープの円滑な運営に活かすため、施設、講座内容等に関する意見・要望の意見交換を実施します。

(コ) ムープ開所30周年の記念事業（提案事業）

令和7年7月にムープ開所30周年となることから、式典あるいは講演会などの記念事業を行います。

(サ) アンケート等でのニーズ把握

利用者のニーズをあらかじめ把握しておくことで、改善できる点は早急に対応し、対応困難な場合等については、窓口等での応対方法を関係者全員で協議します。

(シ) 講座申し込み方法の充実

男女共同参画センターでは、ホームページから直接申し込みができる仕組みを構築しています。ホームページのほか、電話、FAX等による申し込みなど多様な方法により申込み受付を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

(ス) ホールの事前予約期間の延長 【新規】

これまで6ヵ月前から予約可能であったホールについて、予約から使用日までの期間が短く催事に使用しづらいとの意見があったことから、利用者に対して十分な催事の準備および広報期間等がとれるよう、1年前から予約を受け付けるようにします。

エ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な取り組み

(ア) 企業・団体及び賛助会員等への広報活動

北九州商工会議所、イクボス同盟、女性団体、関係機関等と連携し、講座等の広報を行うとともに、企業の現状、ニーズの把握に努めます。

また、当財団への寄付者である賛助会員の方についても、広報誌などの提供により、広く講座等の情報を提供します。

(イ) 市民企画事業参加への声かけ

男女共同参画に関する活動を行っている団体に対して、ムーブフェスタの市民企画事業を周知し、参加を呼びかけることで市民企画事業の充実に努めます。

(ウ) 事業の広報活動については、「2-(2)-エ 利用者への情報提供を図るための取り組み」(P35~36) を参照。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

男女共同参画センター令和3年度事業計画(案)

	事業名	内容	対象	講座数
男女共同参画	男女共同参画啓発講座	男女共同参画について啓発を行う	一般市民	7
	おとこのライフセミナー	男女共同参画における男性の立場から啓発を行う	一般市民	1
	高校生等対象の啓発プログラム	高校生等を対象とした出前講座プログラム	高校生等	4
	父と子の食育講座	父親等と子どもが一緒に料理をし、親子の交流と父親の家事参画を促す	小学生等と男性保護者	3
	エプロン男子	男性に料理の楽しさを知ってもらう講座	男性	4
	介護男子	男性に介護や家事に関する基礎知識を習得してもらい、仲間とのネットワークづくりを支援する講座	男性	2
	おとこの魅力アップシリーズ	男性の家事参画を促進するために役立つ知識を学ぶ	男性	7
女性エンパワメント	働く女性のためのフォローアップ・ネットワーク形成	女性のエンパワーメント推進のためのフォローアップとネットワーク形成を支援する	働いている女性	2
	働く女性に贈る！お役立ちワンポイントセミナー	働き続けていく際に役に立つ知識を学ぶ	働いている女性ほか	6
	大学生等対象のキャリア形成プログラム	大学生等を対象とした出前講座プログラム	大学生等	8
	OAルームの個人利用	インストラクターが常駐し、個人利用者への指導を行う	一般市民	-
女性の生涯を通じた健康支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座	性と生殖に関する健康と権利について学ぶ	一般市民	1
	いまどきママのリフレッシュ講座	産後・育児期間をより自分らしく生き生きと過ごすための講座	就学前までの子供を持つ女性	2
	フィットネスルームの個人利用	インストラクターが常駐し、個人利用者への指導を行う	一般市民	-
相談・啓発	こころと生き方の一般相談	生き方、性格、夫婦や親子関係、人づきあいなどの悩みに対応	一般市民	週6回
	性別による人権侵害相談	DVやセクハラなどの人権侵害について	一般市民	週6回
	女性のための元気アップ相談	女性の人生設計(働くこと)に関すること	女性	週1回
	男性のための電話相談	男性相談員による男性専用相談窓口	男性	月2回
	女性の人権に関するムープ無料法律相談	女性の人権に関する法的な問題に弁護士が対応	女性	月3回
	法律基礎講座	離婚等に関する法律の知識を知ってもらう。	一般市民	2
	女性への暴力ゼロ運動	ホットライン、特別講座(DV等)、街頭啓発	一般市民	4
	その他の事業	単発講座、パネル展示(デートDV他)	一般市民	4

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

情報	調査研究事業	男女共同参画に関する調査・研究	男女共同参画に関する様々なテーマの調査・研究	行政 一般市民	1
		ジェンダー問題 調査・研究支援事業	調査・研究支援事業および報告会	研究者 一般市民	2
		啓発冊子等の発行	男女共同参画に関する啓発冊子等の発行	一般市民	1
		男女共同参画に関する啓発事業	啓発冊子についての講演会やパネル貸し出しなど	一般市民	1
情報収集・提供	図書貸し出し	図書業務	男女共同参画に関する情報と提供	一般市民	-
	情報収集・提供	団体情報の収集提供	男女共同参画の実現のための活動を行っている団体を紹介する	一般市民	-
		ホームページ等による情報提供	ホームページ・Facebook・メールマガジン	一般市民	-
広報事業	『ムービング』の発行	ムーブの主催事業や男女共同参画に関する最新の話題、書籍の書評についての情報誌を発行する	一般市民	年3回	
市民活動支援	ムーブ学生活動プロジェクト	SDGsの推進を目的にイベントの企画運営の支援等を行う	大学生等	1	
	ムーブサポーター事業	イベントサポーター及び図書サポーター	ムーブサポーター	1	
	登録団体支援	グループ活動室の提供	ムーブネット 登録団体	-	
ムフェブスタ	主催事業	講演会・イベント・サマーカーニバル・マガジンリサイクルなど	一般市民	5	
	市民企画事業	市民が企画・実施する事業	市民団体等	100	
託児	託児	受講生のための託児	主催事業受講生	-	
	託児室貸し出し	利用者のための託児	施設利用者	-	

※上記のほか、PC、資格取得講座、語学講座、健康講座などの自主事業や共催事業あり。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(2) 利用者の満足向上

ア 利用者の満足が得られるための取り組み

(ア) 講座受講者等に対するサービス向上

講座申し込み方法の充実（再掲）

男女共同参画センターでは、ホームページから直接申し込みができる仕組みを構築しています。ホームページのほか、電話、FAX等による申し込みなど多様な方法により申込み受付を行います。

講座案内の充実

市政だよりや館内のチラシ設置をはじめ、ダイレクトメールやメールマガジンの発信により、講座・イベント案内を行います。

講座内容に応じて、北九州商工会議所、イクボス同盟、女性団体など講座やイベントに関連する団体に対して、団体の構成員への講座内容等の案内を依頼します。

また、関係機関や商業施設等にチラシを設置してもらえるように努めます。

相談事業の充実と連携

DV被害者を対象とした心の支援（自尊心の回復、自分で選択できる力等）を特別相談員（臨床心理士）と連携し強化します。

また、支援機関との連携や情報収集を密にし、次につながる支援を目指します。

出前講座等の実施（再掲）

施設内の事業だけでなく、市民団体、企業、学校等から依頼があった場合は、積極的に職員などを派遣し、画一的ではなく、各団体の要望に応じた内容の研修等を実施します。

また、年齢・居住区に関わらず、幅広く市民が利用できるよう工夫し、講座等を実施します。

オンラインの環境整備による講座の対応を検討【新規】

コロナウィルス感染症対策の一環として、オンラインによる講座の開催対応を検討いたします。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(2) 利用者の満足向上

(イ) 貸室利用者に対するサービス向上

行事案内板等の貸出

貸室利用者に対し、希望がある場合は行事案内板や展示用パネルを無料で貸し出します。

貸室利用に係るチラシ・ポスターの掲示

貸室利用者に対し、希望がある場合は貸室利用の使用承認済の催事について、チラシ・ポスターを館内に掲示します。

Eメールによる予約の受付（遠隔地）【拡充】

これまで、来所が困難な県外の遠隔地における貸室申込みの手続きは、ファクスと郵送で書類のやり取りを実施していましたが、Eメールを活用することで、事務処理のスピード化と郵送料の削減を実施します。

Wi-Fi 環境の整備【拡充】

男女共同参画センターの5階に整備した公共Wi-Fiを活用し、Zoomなどを使用した遠隔による催事の開催など、新しい生活様式に沿った施設利用の場を提供します。

ホールの事前予約期間の延長【新規】(再掲)

これまで6ヵ月前から予約可能であったホールについて、予約から使用日までの期間が短く催事に使用しづらいとの意見があったことから、利用者に対して十分な催事の準備および広報期間等がとれるよう、1年前から予約を受け付けるようにします。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(2) 利用者の満足向上

(ウ) その他のサービスの向上に向けた取り組み

職員の接遇

利用者にとって気持のよい、窓口や電話での対応及び積極的な挨拶の徹底を、研修やOJTを通じて行います。

交通アクセス

男女共同参画センターについては、関係機関との協議により道路に標識設置、施設のバス停の名称変更を行い、来館者にわかりやすく発信する取組を実施してきました。

引き続き、バス路線の案内、最寄りの駅からの来館方法、都市高速道路利用の場合の来館方法等がわかるアクセスマップをホームページやムービングに掲載し来館者に対する親切な情報提供を実施します。

近隣駐車場の案内

男女共同参画センターの地下駐車場の他、施設周辺の駐車場マップを作成し、ホームページで公表し、車での来館者へのサービス向上に努めます。(付属資料1)

事務用機器使用サービス

事務用に設置してある機器等を利用し、コピーのサービスを実費負担で行います。また、印刷作業室内にある印刷機、紙折り機、裁断機を無料で提供し、ムーブで活動する際の資料作成等の支援を行います。

【数値目標】(再掲)

これらの取組に対する効果測定のため、次のように目標を定めます。

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
利用者アンケート 満足度 (職員の対応について)	90%	90%	90%	90%	90%
利用者アンケート 満足度 (講座・講演会について)	90%	90%	90%	90%	90%

※ 満足度9割以上を目指す。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

2-(2) 利用者の満足向上

催事案内の充実【拡充】

・当日催事等の表示

北九州市役所庁舎等内でも設置されている広告付行事案内モニターを1階エレベーターホール前および交流広場に設置し、当日の催事案内の他、大手町ビルに関する情報や男女共同参画のイベントに係る情報など、来館者に対し有意義な情報提供を行います。

・催事案内の作成

男女共同参画センターについては、月単位で、主催事業のほか、貸室でのホール催事や定期的に行われている習い事などの講座を案内したチラシを作成し、館内に置いて、ムーブで実施される催事案内を行います。(付属資料2)

・チラシコーナーの設置

主催事業等のチラシだけでなく、県や近隣市町村の男女共同参画に関するもの、女性のチャレンジ支援に関するもの、市関連の事業に関するものなどのチラシ・ポスターを掲示しています。

赤ちゃんの駅認定施設

男女共同参画センターは赤ちゃんの駅認定施設であり、おむつ替え及び授乳の場所を提供し、小さな子ども連れの来館者にも優しい施設運営を実施します。

託児の支援

主催事業等の利用者を対象に託児(有料)を行います。

また、貸室利用での催事主催者が託児サービスを希望される場合には、主催事業等で使用しない場合に限り、託児室を無料で提供し、希望がある場合は、託児者の紹介を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

2-(2) 利用者の満足向上

イ 利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み

(ア) 意見・要望の把握のための仕組み

利用者アンケート等の実施（再掲）

施設利用者及びすべての講座受講生に対し、利用者アンケートを実施し、満足度や意見・要望の把握を行います。

貸室利用者に対する点検表の配布・回収

貸室利用者については、上記の利用者アンケートを四半期に1回行うほか、すべての代表者・主催者から、使用後の原状回復、片づけ、器具の破損等の点検を報告させることで、次の利用者が気持ちよく利用できるようにしています。また、当該点検表に意見・要望欄を設けて、ニーズの把握に努めます。

ご意見箱の設置

ご意見箱を設置し、利用者ニーズの把握に努めます。

ホームページからのニーズ把握

ホームページから意見・要望が送信できるようにします。

利用者連絡会議の開催（再掲）

男女共同参画センターにおいては、利用者の代表者により構成する利用者連絡会議等において、施設、講座内容等に関する意見・要望を交換する機会を設け、サービスの質の維持向上を図ります。

(イ) 意見・要望を反映するための仕組み

アンケート等で寄せられた意見・要望は、すべて職員が確認後、上司に報告し、関係者全員で検討の上、迅速に具体的な対応策を講じる仕組みを整えています。また、連絡先が分かるものについては、すべて回答します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(2) 利用者の満足向上

ウ 利用者からの苦情に対する対策について

未然防止策について

・窓口での積極的なコミュニケーション

トラブル要因の多くは、利用者とのコミュニケーション不足から生じていることから、日頃から積極的に利用者との交流を深め、小さな意見を見逃さないよう注意を払います。

なお、あいさつ等の積極的な声かけを行います。積極的な声かけは防犯にも役立つと考えます。

また、自分の仕事内容について理解することはもちろん、ネット掲示板などのＩＣＴを活用して他課の事業についても情報を共有化し、適切な対応を行うことで、苦情の未然防止に努めます。

・アンケート等でのニーズ把握（再掲）

利用者のニーズをあらかじめ把握しておくことで、改善できる点は早急に対応し、対応困難な場合等については、窓口等での応対方法を関係者全員で協議します。

・職員研修の実施

専門の外部講師を招き、接遇研修、クレーム対応研修等を全職員対象に実施します。

苦情の処理と改善

・誠意ある対応

苦情については、受付者はまずしっかりと相手方の意見をよく聞き、根拠を示した上で説明を行い、適切な対応をとるようにしています。即時の判断が困難な場合は、所長等の上司及び当財団総務課を交えて協議し、センターとしての見解を決定して誠意を持って回答し理解を求めます。

・改善と情報の共有等

利用者からあがった苦情については、改善できるものについては改善し、指定管理者である当財団に従事する全職員に周知します。また、今後の事務処理に生かすため、処理経過を記録して保存します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(2) 利用者の満足向上

エ 利用者への情報提供を図るための取り組み

北九州市の広報誌である『市政だより』を広報の中心としていますが、一度に掲載できる件数や記載できる内容に限りがあるため、多くの媒体を活用し、幅広い広報を行います。

広報を行うにあたっては、「メッセージ」「対象者」「媒体・方法」の3つを常に意識し、最少の費用で最大の効果が得られるよう努めます。

また、利用者を惹きつけるようなキャッチコピーやチラシの工夫を行います。

市政だより

北九州市の広報誌として、市内のほとんどの世帯に配布される媒体であるため、最大限に活用します。

ホームページ・Facebook

ホームページやFacebookを随時更新し、常に最新情報をわかりやすく提供できるように努めます。

メールマガジンの配信

男女共同参画センターでは、月1回定期的にメールマガジン(370件※)を配信しています。また、重要なお知らせ等については、随時配信できる仕組みを整えています。※ 令和元年度実績

ダイレクトメールの発送

男女共同参画講座、能力開発支援講座など主要な事業については、過去の受講者に対し、ダイレクトメール(DM)(517件※)を送付します。

※ 令和元年度実績

情報誌『ムービング』の発行

男女共同参画センターが発行する情報誌『ムービング(年3回)』に、主催事業の案内及び報告等取組み内容を掲載します。また男女共同参画に関する最新の話題に関する研究者等による解説や書籍の書評を掲載します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙(A4版)を作成してください。

2-(2) 利用者の満足向上

催事案内の作成（再掲）

男女共同参画センターについては、月単位で、主催事業のほか、貸室でのホール催事や定期的に行われている習い事などの講座を案内したチラシを作成し、館内に配架します。（付属資料 2）

当日催事等の表示（再掲）

広告付行事案内モニターにより、当日の催事案内の他、大手町ビルに関する情報や男女共同参画のイベントに係る情報など、来館者に対し、有意義な情報提供を行います。

生涯学習情報「チャレンジガイド北九州」の活用

北九州市が運営している生涯学習情報「チャレンジガイド北九州」を活用し、事業・イベント情報を掲載します

館内及び公共施設等へのチラシ配架（再掲）

各講座のチラシを館内や公共施設に配架します。また、講座内容に応じて、商業施設等にチラシを設置してもらえるように努めます。

記者投げ込み等

記者投げ込み等により、報道機関への情報提供を行い、新聞等への掲載を促します。

新聞、フリーペーパーへの掲載

新聞やフリーペーパーなどの広告を活用します。

関係団体メーリングリストの活用

主催事業について、関係団体に依頼し、各団体が保有するメーリングリストにより広報を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(2) 利用者の満足向上

オ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案

運営協議会の開催

男女共同参画センターの機能を十分に活用し、その適正かつ有効な利用を図るために、市民・市民団体、企業、利用者の代表や専門家などから、サービス向上策などの施設運営や事業内容等に対する意見や要望等を伺います。

評価委員会でのフィードバック

当財団で開催する評価委員会において指定管理事業の評価に対する意見を聴取し、以後の事業実施に反映させます。

関係団体等との連携等

・独立行政法人国立女性教育会館

同会館は文部科学省の外郭団体であり、男女共同参画に係る教育、調査・研究の国内でのセンター的役割を担っています。同会館から男女共同参画に関する各種情報を収集するとともに、同会館が実施する男女共同参画や配偶者に対する暴力被害者支援に関する研修にも積極的に参加しています。

・NPO 法人全国女性会館協議会

全国の男女共同参画センターの事業に関する情報収集の窓口となっており、会員となって都道府県、政令指定都市の男女共同参画センターとの意見交換を行っています。

また、同協議会が実施する各種研修等へ参加しています。

・全国公共文化施設協議会

施設運営のリスクマネジメントに関する情報の収集を行い、公共文化施設保険（貸館中止対応保険）に加入しています。

・九州地区、福岡県内の男女共同参画センター連携会議

九州地区については、男女共同参画センターがそれぞれ持ち回りで、福岡県内については福岡県が事務局となって連携会議を開催して、情報交換会や合同研修が行われており、これらの会議に参加して、情報収集に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(2) 利用者の満足向上

・福岡県男女共同参画行政推進懇談会

福岡県、福岡市、北九州市の男女共同参画に関する本庁部門と男女共同参画センターで構成する懇談会に参加し情報収集に努めます。

・福岡県北九州労働者支援事務所

「就職サポートセミナー」を福岡県北九州労働者支援事務所と共に共催で事業を実施するとともに、講師を依頼します。

・福岡県弁護士会北九州部会、法テラス北九州 など

「女性の人権に関するムーブ無料法律相談」「法律基礎講座」の相談員や講師を依頼するとともに、福岡県弁護士会北九州部会と共に「女性の権利 110 番」などのホットラインを開設します。

各種研修の実施

施設の休館日（所内整理日）を活用し、業務にあたるうえで職員に有意義な研修を実施し、利用者に対するサービスの質の維持向上を図ります。

*2-(5)-エ参照 (P. 48)

休館日の変更について【提案】

現在の休館日（所内整理日）は、おおむね毎月最終木曜日及び年4回の第2木曜日となっていますが、サービスの質の維持に配慮しつつ、これを毎週月曜日に変える方向で検討したいと考えています。

- ① 休み明けということで大きな催事もなく、各曜日において稼働率が最も低い。
- ② 男女共同参画センターの図書・情報室や相談事業及び主催事業は事務休務日である。
- ③ 同類施設である生涯学習センターなど、市内の公共施設は月曜日を休日とする施設が多い。
- ④ 光熱水費や職員の人件費などが削減できます。

貸室や受付事務室に係る光熱水費 100万円

毎週月曜日の夜間における受付派遣職員人件費 32万円

合計 132万円

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(2) 利用者の満足向上

⑤ 現在は、ほぼ毎日の稼働であるため、スタッフがシフトにより勤務しています。月曜日を週休日として固定すれば、土日のいずれかとの組み合わせで週休2日が確保でき、週末の家族や友人などとのプライベートな時間の確保など、ワークライフバランスを推進することができます。

以上のように、休業日変更を実施してもサービスを維持しつつコスト削減などのメリットが享受することができます。

なお、実施にあたっては設置者である北九州市の了解を前提として、利用者の意見を十分に踏まえ、サービス低下が発生しないよう考慮します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(3) 指定管理料及び収入**ア 指定管理業務に係る費用について**

利用料金制ではないため、原則としてすべて指定管理料で運営しています。

市民等が負担した税金で運営されていることを踏まえ、常に最少の経費で最大の効果を得ることを念頭に置き、経費の節減に努めます。

令和 3 年度の指定管理に関する必要な費用は、委託料等の見直しにより令和 2 年度の指定管理料を上回らない範囲で設定します。

なお、令和 7 年度は、男女共同参画センターの開所 30 周年となるため、記念事業を提案し、経費の上積みをしています。

※ 令和 2 年度の指定管理料については、勤労婦人センター分の金額を除いた額で比較しています。

なお、経費を低減するために以下のように対応します。

(ア) 業務の効率化

無駄な残業をしない、ネット掲示板などの ICT やメールを効果的に利用した情報伝達を実施することによるペーパーレス化、会議時間の削減など、効率的な業務の運営を行います。

(イ) コストをかけない設備更新の工夫

令和元年度において、館内の行事案内板設備について更新すれば数百万の費用がかかるところを、北九州市役所本庁舎でも導入されている広告付行事案内システムを導入することによって、費用をかけずに設備更新を実施しました。(機器の設置費用は、システムで流される広告費で賄われるもの)

今後とも、このような実績をもとに、できるだけ費用のかからない設備更新を実施します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください

2-(3) 指定管理料及び収入

イ 収入を最大限確保する提案について

(ア) 収入の増加は、施設の利用を促進し、稼働率が上昇することによりもたらされる結果であることから、施設の利用者の増加対策（広報の強化・サービスの向上・自主事業の実施）を実施することで、利用者の増加を図り、収入の増加につなげます。

(イ) 男女共同参画センターの向かいにある北九州ソレイユホールと学会などのコンベンションの共同開催を行い、同施設での大ホール（収容数2,000人）より少ない規模の会場を提供するなど、近隣施設との協力し、利用促進につなげていきます。

【目標（数値目標）】

単位：千円

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
使用料収入	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
指定管理料	266,525	268,175	266,558	266,525	268,360

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について

事業については、常に必要性・有効性を踏まえ、スクラップ・アンド・ビルトを行い、その時に必要とされる事業を、効果的・効率的に行う事で経費の節減に努めます。

施設面については、経年劣化による修繕が発生することが予想されますが、大規模改修など北九州市で実施するものを除き、指定管理者業務として行う範囲の中で対応していきます。そして、限られた財源の中で、削るべきところは削り、経費節減に努めます。

また、設備更新の時期にも差し掛かっており、省エネ機器への更新など、北九州市と相談し、必要な情報提供に努めます。

収支計画及び積算根拠の詳細については、「様式12-1」、「様式12-2」、「様式12-3」を参照。

イ 指定管理業務の適切な再委託について

(ア) 基本的考え方

- ・ 法令に基づく有資格者や高度な専門知識を有する技術者でないと実施できない業務（内部で雇用・人材育成等を行うよりも効率的な場合に限る。）、特殊な機材を使用する業務等に限り、再委託を行います。
- ・ 市の契約規則等に準じ、入札、競争見積りに基づく契約を原則とし、経費の節減に努めます。

また、北九州市の経済の活性化等の観点から、市内企業を優先して業者選定を行います。

- ・ 恒常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要のある警備業務、清掃業務等については、複数年契約を導入し、継続して同一業者が業務にあたることによるサービスの安定や長期契約における契約金額削減等を図ります。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

(イ) 再委託業務

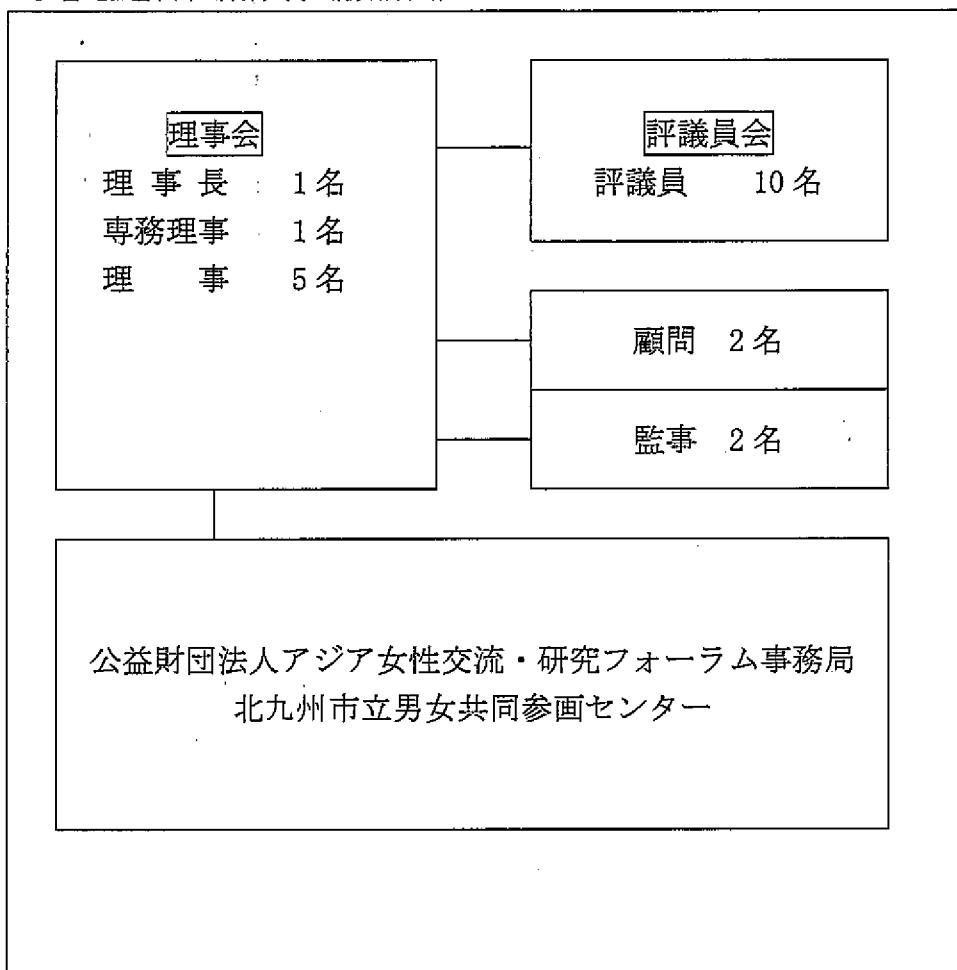
業務名	業務内容
清掃業務	日常清掃、定期清掃
保安警備・空調設備等保守管理	保安警備業務（人的警備）、駐車場管理、電気・機械・空調等設備の運転、日常点検・保守、空気環境測定、遊離残留塩素検査、水質検査、受水槽検査、排水設備清掃、害虫駆除、
空調自動制御装置等保守点検	吸収式冷温水機点検、空調自動制御装置点検、冷却水系処理装置点検、冷温水系処理装置点検、各機器の保守
消防設備保守点検	点検および保守
給湯ボイラー保守点検	点検および保守
エレベーター保守点検	月次点検および保守、法定点検
館内交換電話設備保守点検	点検および保守
駐車場設備保守点検	点検および保守
自動扉開閉装置保守点検	点検および保守
電気工作物保守点検	点検および保守
直流電源装置保守点検	点検および保守
防火シャッター点検	点検および保守
建築・設備点検	建築物の総合点検（3年ごと）
ホール舞台設備運転等業務	日常運転及び軽微な点検保守
舞台照明設備保守点検	点検および保守
音響設備保守点検	点検および保守
舞台機構保守点検	点検および保守
ホールピアノ保守点検	点検および保守
フィットネス器具保守点検	点検および保守
窓口業務委託	主に夜間対応の窓口専門職員を配置
図書室業務委託	図書室業務（貸出・返却業務、図書整理等）

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(5) 管理運営体制など

ア 施設の管理責任者、管理体制について

○管理運営組織体制（機構図）



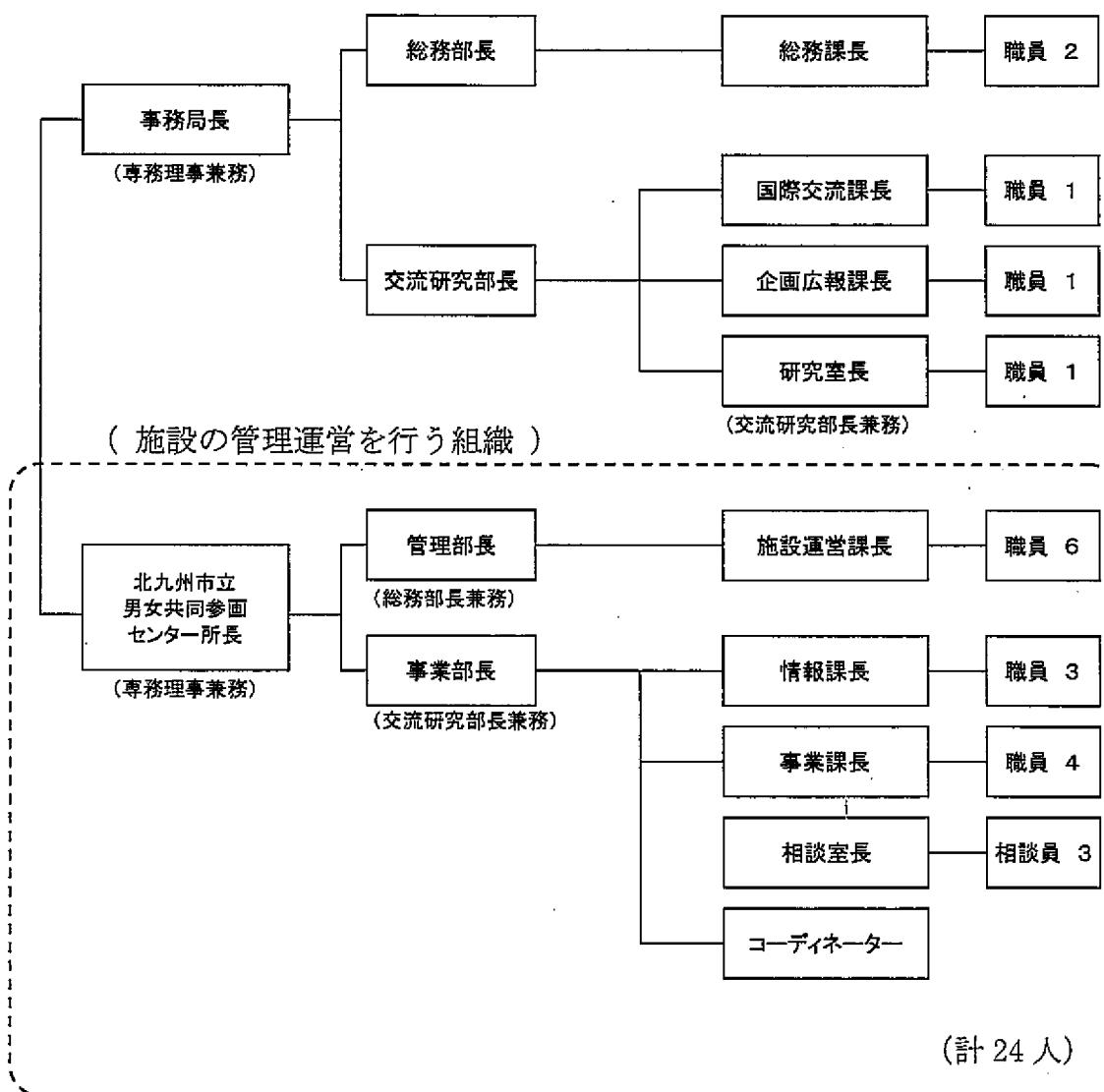
欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(5) 管理運営体制など

イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について

令和3年4月

(公財) アジア女性交流・研究フォーラム組織図



欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(5) 管理運営体制など

(イ) 勤務体制

窓口業務や緊急時の対応を行う施設運営課職員（窓口業務委託の者を含む。）は、A勤務、B勤務の交代制とし、常時2名以上配置する体制をとります。

事業課職員も講座等の開催時間に合わせ、A勤務またはB勤務とします。

相談員については、A勤務、C勤務の交代制とし、相談受付時間は、常時2名以上配置する体制をとります。

情報課職員については、図書室の開室時間に合わせ、A勤務、D勤務の交代制とします。

勤務区分	勤務時間	休憩時間
A勤務	9:00~17:45	60分
B勤務	13:00~21:45	60分
C勤務	11:45~20:30	60分
D勤務	10:45~19:30	60分

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(5) 管理運営体制など

ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

(令和 3 年 4 月 予定)

	補 職	経験年数	資格等	事務分担
男女共同参画センター	所長	2 年	市幹部職員としての行政経験が長く、管理監督者としての行政判断力を有する。	ムープの総括責任者 ムープの事業企画責任者
	管理部長	2 年	市幹部職員としての行政経験が長く、管理監督者としての行政判断力を有する。	ムープの管理部門総括
	事業部長	4 年	市幹部職員としての行政経験が長く、管理監督者としての行政判断力を有する。	ムープの事業部門総括
	施設運営課長	2 年	市職員としての知識・経験があり、行政判断力を有する。 甲種防火管理者 第 I 種衛生管理者	指定管理に関する予算・決算及び施設管理・貸室業務等の実務責任者
	情報課長	1 年	レディス館長としての経験があり男女共同参画に関する知識を有する。	情報収集・提供、調査研究、図書、広報業務の実務責任者
	事業課長	1 年	市職員としての知識・経験があり、行政判断力を有する。	事業の企画・実施、関係機関・市民団体連携業務の実務責任者
	相談室長	1 年	市において長く保健師としての経験があり、相談業務に関する知識と行政判断力を有する。	相談業務の実務責任者
	コーディネーター	2 年	レディス館長としての経験があり、ジェンダー問題の専門家としての知識と経験を有する。国立女性教育会館「女性情報レファレンス事例集」「女性情報シソーラス」サポートメンバー	情報収集・提供、調査研究、事業の企画立案、出前研修講師
	職員（13 名）	1~6 年	多くの職員がワード・エクセルなどパソコンに関する資格を有する。簿記 2 級・3 級、英検 2 級・3 級の資格を有する職員も複数在籍。	施設管理、窓口受付、事業企画実施、図書・情報業務 ムープの施設管理、経理指定管理に関する庶務

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(5) 管理運営体制など

	補 職	経験年数	資格等	事務分担
	相談員（3名）	1～4年	相談業務に関する実務経験がある者を採用し、さらに知識・経験を重ねている。 心理療法カウンセラー キャリアカウンセラー 消費生活専門相談員、など	各種相談業務

(※1) 情報課長は、上記経験年数のほかに、勤労婦人センターでの勤務経験あり。

(※2) コーディネーターは、上記経験年数のほかに、勤労婦人センターでの勤務経験あり。

エ 職員の資質・能力向上を図る取り組みについて
次のとおり職員研修を実施します。

所内研修

男女共同参画センターでは、月1～2回の所内整理日（休館日）を利用し、次のような研修を実施します。また、研修と合わせて、全職員による情報交換、意見交換を毎回実施するとともに、各課で実務研修（事務改善研修等）を実施します。

○研修実績

区分	研修内容	備考
男女共同参画等	男女共同参画研修	
	人権研修	
資質向上	接遇研修（クレーム対応含む。）	外部講師
	メンタルヘルス研修	外部講師
業務	事務研修（文書・契約・経理事務）	新規採用者を対象
	他課業務紹介	
	個人情報保護に関する研修	
	復命研修	
その他	防災研修（総合訓練、部分訓練）	AED操作研修含む
	暴力団排除研修	

また、指定管理業務により主催する男女共同参画講座等についても、業務に支障のない範囲で参加を促すなど、職員の自己啓発に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(5) 管理運営体制など

外部研修 (令和元年度実績)

内閣府、独立行政法人国立女性教育会館、福岡県男女共同参画センター、NPO 法人全国女性会館協議会などが実施する研修に積極的に参加し、職員及び相談員の資質向上を目指します。

区分	研修名	主催者
管理職 事務職員	女性の大活躍推進福岡県会議令和元年度年次大会 5/21	女性の大活躍推進福岡県会議
	「地域における男女共同参画推進リーダー研修」 5/22	(独) 国立女性教育会館
	福岡県男女共同参画審議会 6/5	福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課
	「女性による元気な地域づくり応援講座事業」 実行委員会連携会議 6/19	福岡県男女共同参画センター
	苅田町男女共同参画審議会 8/5	苅田町男女共同参画審議会事務局
	福岡県男女共同参画行政推進懇談会 8/23	福岡市市民局男女共同参画部
	福岡県内男女共同参画センター連携会議 9/6	福岡県男女共同参画センター
	九州・沖縄地区男女共同参画センター等会議 10/3	各センター持ち回り(あすばる)
	福岡女子大女性リーダーシップセンター設置準備委員会 10/30	福岡女子大学地域連携センター
	廃棄物管理責任者講習会 11/13	北九州市環境局循環社会推進部
	入札談合等闇与行為防止法及び独占禁止法に関する講習会 11/19	公正取引委員会事務総局九州事務所
	「あすばる男女共同参画フォーラム 2019」 11/23	福岡県男女共同参画センター
	女性の大活躍推進福岡県会議第 16 回企画委員会 12/9	(一財) 九州地域産業活性化センター
	女性情報レファレンス事例集打合せ 9/2	(独) 国立女性教育会館
相談員	女性関連施設相談員研修	(独) 国立女性教育会館
	女性相談関係機関等ネットワーク研修会	福岡県男女共同参画センター
	福岡県内男女共同参画センター連携会議	
	DV 被害者支援のための市町村職員研修会	
	犯罪被害者等支援協議会	福岡県人づくり・県民生活部 生活安全課
	九州・沖縄地区男女共同参画センター等会議	各センター持ち回り
	婦人保護事業新任者研修	福岡県女性相談所
	婦人保護事業所中堅者研修	
	スーパービジョン研修	
	北九州市及び福岡県弁護士会北九州市部会との合同研修会	

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(5) 管理運営体制など

オ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

運営協議会・利用者連絡会議の開催

ムープの機能を十分に活用し、その適正かつ有効な利用を図るために、市民・市民団体、企業、利用者の代表や専門家などから、事業内容や施設に対する意見や要望等を伺います。

市民団体への施設の提供等

男女共同参画に関する活動等を行う団体に対しグループ活動室を無償で提供し、活動の支援をします。

事業での連携

(ア) 市民企画事業の実施

一般市民（公募）やムープサポーターなどで構成した実行委員会により運営されるムープフェスタ等において、日頃の活動の発表の場として、市民企画事業を募集し、会場提供などの支援をします。

(イ) 共催事業

関係機関や市民団体との共催事業を積極的に行います。

- ・福岡県男女共同参画センター及びその他男女共同参画センター
11月の女性に対する暴力をなくす運動において、共同キャンペーンを行います。
- ・福岡県、ウーマンワークカフェ北九州（キャリアアップ）
- ・福岡県北九州労働者支援事務所（再就職支援）
- ・福岡県、厚生労働省福岡労働局（ハラスメント防止研修）
- ・北九州市、北九州市教育委員会、北九州市内各労働基準監督署、北九州市内企業内同和問題研修推進委員会ブロック連絡会、北九州市人権問題啓発推進協議会 他（人権を考える企業のつどい）
- ・NPO 法人男女子育て環境改善研究所（父と子の食育等） 等

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(5) 管理運営体制など

相談業務での連携

相談事業では、関係機関との連携が重要です。今後も一層の連携強化を図ります。

- ・子ども総合センター及び各区子ども・家庭相談コーナー
- ・北九州市配偶者暴力相談支援センター
- ・福岡県弁護士会北九州部会、法テラス北九州
- ・市内警察署
- ・法務局北九州支部、北九州市人権推進センター
- ・北九州市精神保健福祉センターなど

大規模災害時における男女共同参画センターの防災相互支援システム

全国女性会館協議会が本部となり、被災地と被災地外の男女共同参画センターが連携して被災地の女性を支援する大規模災害時における男女共同参画センターの防災相互支援システムに参加しています。

ジェンダーの視点から女性や子どもなど大規模災害時に一層の困難を蒙りやすい被災者の支援を自治体の枠を超えて、相互に行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ア 施設の利用者の個人情報を保護するための対策について

個人情報保護に関する基本的考え方

個人情報の取扱いについては、研修等を通じて、個人情報保護の重要性を認識し、業務上において取得、利用する個人情報の適切な運用を行うとともに厳格な個人情報管理を行います。

個人情報保護制度の整備

(ア) 個人情報保護規程の制定

北九州市個人情報保護条例の趣旨に基づき、当財団が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的に、個人情報保護規程を制定し、運用しています。

(イ) 個人情報保護基本方針の公開

当財団が保有する個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守するための自主的なルール及び体制として作成した「個人情報保護基本方針」をホームページに掲載し、公開しています。

個人番号の取扱いに関する規程の整備

個人番号制度の導入にあたり、「特定個人情報等取扱規程」を制定し、厳格な個人番号の取扱いを行っています。

職員・委託業者に対する個人情報保護の取り組み

(ア) 職員に対する措置

採用時及び更新時に、全職員に対して、個人情報の取扱いにかかる誓約書を求め、在職時及び退職後の守秘義務を課しています。

また、個人情報の適正管理は、指定管理者にとっての最重要事項の一つとらえ、新規採用者をはじめ全職員に対して、職場研修の中で、個人情報に関する研修を行っています。

(イ) 委託業者に対する措置

委託業者に対しては、契約書に明記することにより当財団が保有する個人情報について、委託業務従事者に守秘義務を課しています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

イ 利用者が平等に利用できるような配慮について

利用拒否や差別的取扱いの排除

地方自治法の規定に基づき、正当な理由がない場合における利用拒否や不当な差別的取扱いを行わないようにします。

使用の不許可及び使用承認の取り消しについては、北九州市が定めた「北九州市立男女共同参画センター施設使用許可審査基準」「北九州市立男女共同参画センター施設使用許可の取消し処分基準」に従います。

受付マニュアルの整備

中立性、公平性を保つため、きめ細かい内容まで掲載した「受付マニュアル」を完備しており、当該マニュアルに基づいた運営を徹底しています。

施設受付方法の公開

施設の具体的な受付方法をホームページで公開するとともに、リーフレットを配布し、周知します。

初めての方でも容易に情報収集できるようにし、また、制度の認知不足による不利益がないように配慮します。

施設抽選会の実施

毎月 1 日の施設受付開始日に、公開抽選による施設抽選会を実施し、公平性を保つことで、利用者の信頼を損なわない取り扱いをしています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ウ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

救急救命

- ・救命講習の受講等

救命講習を受講した職員を配置するとともに、全職員に対し AED（自動体外式除細動器）操作研修を実施しています。

- ・AED の設置

AED（自動体外式除細動器）を館内のかかりやすい場所に設置しています。

館内施設・設備

- ・日常点検の実施

職員や設備担当者（委託業者）が館内を巡回し、危険箇所や施設・設備の不良箇所等の点検を実施しています。

- ・施設等の改修に係る情報提供

施設面については、経年劣化による修繕対応が見込まれますが、北九州市に適切な情報を提供し、修理・更新を提案していきます。

リスク担保（保険加入）

万一の事故が発生したときのリスクの担保として、各種保険に加入しています。

- ・施設管理者責任賠償保険
- ・駐車場管理者賠償責任保険
- ・貸館中止対応保険
- ・公用車任意保険
- ・動産総合保険・現金動産総合保険
- ・ボランティア保険
- ・健康増進講座等に係る傷害保険

各種マニュアルの整備

館内事故対応マニュアル、応急手当マニュアル（AED、止血、骨折、搬送方法）を整備しています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

エ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

防犯対策

・防犯カメラ及び非常通報装置の設置等

館内及び駐車場に防犯カメラを設置しています。

また、3階事務室及び防災センターで警報が鳴る非常通報ボタンが設けられています。

・館内の巡回

警備員や職員が館内を巡回し、危険物の発見等安全対策を講じています。

・防犯グッズの配備

緊急時に備えて、さすまたや防犯ベル等の防犯グッズを用意しています。

・警察官立寄所の表示

警察署との協議を行い、館内に警察官立寄所の表示をします。

防災対策

・消防計画の作成等

火災等発生時の役割分担、防災訓練等を定めた消防計画を作成し、消防署への届け出をしています。

・防火管理者の設置

甲種防火管理者の資格を有する者を防火管理者として配置し、消防署への届け出をしています。

・防災訓練の実施

消防計画に基づき年2回の防災訓練を実施し、消防署に報告しています。

・消防設備点検の実施

法令の規定に基づき、年2回の消防設備点検を実施しています。なお、防火優良施設の認定を受け、防火対象物点検報告義務が免除されています。

・貸室申込みの際の聞き取り調査

貸室申込みの際に聞き取りを行うことで、火気使用（消防署への許可申請が必要）や利用予定人数（定員を超える利用は不可）の把握を行っています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

感染症対策

安全にかつ安心して施設を利用していただけるよう、入館者へのサーモカメラによる検温、各フロアへの消毒薬の設置や、密集を防ぐ立ち位置の床表示など、万全な感染症対策を行っています。

また、ホールやフィットネスルーム（個人利用）等については、（公社）全国公立文化施設協会などのそれぞれの指針に沿って運用していきます。

危機管理体制

・緊急連絡網の整備等

緊急時に連絡が取れるよう緊急連絡網を整備しています。

・各種マニュアルの整備

台風対応マニュアル

盗難対応マニュアル

火災マニュアル、夜間における火災対応マニュアル

地震対応マニュアル

大雨による災害対応（避難勧告、避難指示）

暴力団対応要領

不審物の通報・発見があった場合

爆破予告があった場合の対応

コロナウィルス感染症予防対策

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください

【自主事業】

1 講座の開催

指定管理料によって行う事業の他に、資格取得に関する講座や、趣味に関する講座等については、講座の目的・対象を検討し、自主事業として行います。自主事業では受講生からの受講料で必要経費を賄えるようにします。

2 自動販売機の設置

施設内に清涼飲料水等の自動販売機を設置し、自動販売機設置事業者から受け取る貸付料等の利益の一部を市へ納付します。

また、男女共同参画社会形成の一助とするため、同活動を行っている団体の活動援助として、自動販売機の設置を許可します。

(1) 設置台数 4台

(2) 設置場所 男女共同参画センター 1階に3台、4階に1台

(3) 収支見込 収支差 2,120,000円 (5年間合計)

(4) 市に納付する予定金額 230,400円 (5年間合計)

【内訳】 960円/月×12月×4台

3 広告事業の実施

1階の大ガラスに面したウッドデッキスペースを活用し、大手町ビル正面出入口前のバス停利用者や大通り（清張通り）の通行者、及び施設利用者等に対し、目の付く箇所への掲示版（デジタルサイネージ）を設置しての広告動画の放映、およびホームページにおけるバナー広告の掲載により広告掲載料を徴収し、市へは目的外使用料を納付します。

(1) 設置台数 1台

(2) 設置場所 1階ウッドデッキ箇所

(3) 収支見込 収支差 2,107,000円 (5年間合計)

(4) 市に納付する予定金額 60,000円 (5年間合計)

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください



男女共同参画センター管理運営に関する収支計画書

【収入見込】

(単位:千円)

区分	収入計画					計	摘要
	R3	R4	R5	R6	R7		
1. 指定管理料	266,525	268,175	266,558	266,525	268,360	1,336,143	様式12-2 収入項目内訳書のとおり
						0	
						0	
						0	
収入合計(A)	266,525	268,175	266,558	266,525	268,360	1,336,143	

【支出見積】

区分	支出計画					計	備考
	R3	R4	R5	R6	R7		
1. 事業費	36,987	36,987	36,987	36,987	37,287	185,235	様式12-3 支出内訳書(1)のとおり
事業費	23,004	23,004	23,004	23,004	23,304	115,320	
情報費	13,983	13,983	13,983	13,983	13,983	69,915	
2. 人件費	68,396	68,396	68,396	68,396	68,396	341,980	様式12-3 支出内訳書(2)のとおり
3. 施設維持管理に関する経費	130,360	132,010	130,393	130,360	132,010	655,133	様式12-3 支出内訳書(2)のとおり
4. その他管理運営に関する経費	30,782	30,782	30,782	30,782	30,667	153,795	様式12-3 支出内訳書(2)のとおり
5. 一般管理費等	0	0			0		様式12-3 支出内訳書(2)のとおり
小計(税込)	266,525	268,175	266,558	266,525	268,360	1,336,143	
消費税(内数)	26,652	26,817	26,655	26,652	26,836	133,612	
合計(B)	266,525	268,175	266,558	266,525	268,360	1,336,143	

【収支明細】

収入合計(A)	266,525	268,175	266,558	266,525	268,360	1,336,143	
支出合計(B)	266,525	268,175	266,558	266,525	268,360	1,336,143	
収支差(A)-(B)	0	0	0	0	0	0	
指定管理料	266,525	268,175	266,558	266,525	268,360	1,336,143	

